

平成 28 年度
県知事要望

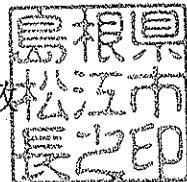
平成 27 年 8 月
松 江 市

政 第 210 号

平成 27 年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛 様

松江市長 松 浦 正 敬



平成 28 年度県知事要望について

松江市政の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

人口急減、少子高齢化、経済のグローバル化、東日本大震災の発生など、社会、経済を取り巻く環境は大きく変化しており、特に地方創生を推進していくうえで、地方公共団体に求められる役割はいっそう高度化・多様化しております。

そのような中、本市においては、平成 24 年 4 月に特例市へ移行いたしましたが、さらに、地方自治法の改正を受け、平成 30 年 4 月の中核市移行を目指して準備を進めています。また、自治体の枠を越えた中海・宍道湖・大山圏域の広域的な連携を積極的に進め、66 万人圏域のポテンシャルを活かしたまちづくりに取り組んでいかなくてはならないと考えています。

つきましては、県との連携が重要となる以下の重要施策の実現について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

重点要望事項一覧

番号	項目	頁	区分
1	地方創生の実現について	1	新規
2	原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について	2	継続
3	観光プロモーションの強化による観光誘客対策の実施について	5	継続
4	高速交通網等の早期整備について	7	継続
5	大橋川改修事業等について	9	継続
6	中核市移行に向けた協力について	11	継続
7	小中学校教職員の人事権並びに財源の移譲について	12	継続
8	がん検診の推進について	13	継続
9	子育て支援事業等に関する推進施策について	14	継続
10	航空自衛隊美保基地周辺対策の充実について	15	継続
11	環境保全対策の安定的な実施について	16	継続
12	学校施設環境改善交付金制度にかかる建築単価の見直しと事業採択について	19	新規
13	学校司書配置事業の財政的支援の継続について	20	継続
14	「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョン」策定等、広域化に向けた県の取り組みの強化について	21	新規

1. 地方創生の実現について

【要望事項】

- 1 地方創生の推進に当たり、明確な役割分担のもとで県市連携して取り組ませていただきたい。
- 2 大都市の住民のU・ターン先として、他地域と競争しながら「選ばれる」自治体になるためには、市町村・都道府県を超えた広域連携が重要になることに鑑み、中海・宍道湖・大山圏域市長会の取り組みに対し、島根・鳥取両県が連携して支援を行うとともに、両県の緊密な連携のもとで地方創生の取り組みを進めるよう要望します。
- 3 地方創生の実現には数十年単位の息の長い取り組みが必要になるとともに、これまでとは異なる新しい切り口の施策展開が求められることから、地方創生のための財源を長期にわたり安定的に確保することを国に要請していただくようお願いします。

【背景・理由】

- ◆ 地方創生の取り組みの前提となる総合戦略の策定に当たっては、県と市、県と町村によるワーキンググループが設けられ、連絡・調整の場となっています。戦略の策定段階だけでなく、それに続く実施段階も含めて、明確な役割分担のもとでしっかりと連携して取り組んでいきたいと考えます。
- ◆ 日本中の自治体が地方創生に取り組む状況では、人口問題を構成する重要課題の一つである人口の社会増減については、大都市からのU・ターン先、移住先として大都市住民に選んでもらえる地域づくりを各自治体が競い合う状況が生じています。
- ◆ 中海・宍道湖・大山圏域は、市境、県境を越えた生活圏、経済圏を形成しており、市長会を構成する各市だけではなく、島根・鳥取両県も連携して地方創生に取り組むことは、「選ばれる」自治体になるためには極めて重要なことだと考えます。

2. 原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について

2-1 国において責任ある対応を求める事項について

【要望事項】

- 1 松江市民の安心・安全の確保のため、県においても国に対し下記のとおり要請するようお願いします。
- ① 原子力発電所の使用済燃料及び放射性廃棄物の処理・処分の問題については、従来より積極的な問題解決を要望しているが、新たに生じた廃止措置の円滑化や住民の不安を払拭するため、早期に発電所敷地外に搬出が行われるよう、国の主導により早急に取り組むこと。
 - ② 発電所周辺住民の円滑な避難には、その他地域の住民の理解と適切な行動が重要となるため、EAL、OILなどの段階的避難の考え方が国民に理解され指示が徹底されるよう適切な対応を行うとともに、原子力災害の対応については国が一義的責任を持つことを認識し、県や市が実施している原子力災害対策の検討に最大限の支援を行うこと。
 - ③ 安定ヨウ素剤については、乳幼児が迅速に服用できる製剤の開発を進めるとともに、誤飲や指示に基づく服用時の副作用発生時の対応について、住民が安心出来るような法的整理と被ばく医療体制の構築を行うこと。
 - ④ 松江市民の住民避難にあたっては、島根県中西部へ多くの市民が避難することになることから、避難道路となる山陰自動車道の早期開通を実現すること。
 - ⑤ 島根原子力発電所2号機の適合性確認審査にあたっては、市民の安全確保の観点から新規制基準に基づく厳格な審査を行うとともに、安全文化の醸成を始め、組織体制、人員、手順、教育及び訓練といった事業者の取り組みに関しても、適切かつ確実に実施されるよう、原子力規制庁の責任において確認、指導するなど、厳格な対応を行うこと。

2-2 島根県において取り組みをお願いする事項について

【要望事項】

- 1 地域防災計画や広域避難計画に基づく原子力災害対策の実効性の向上に引き続き取り組むとともに、原子力発電所近傍の住民ほど災害リスクが高いことを踏まえ、段階的な避難の実施などの基本的なルールについて県民への理解活動を行うなど、官民一体となった原子力防災体制の確立に取り組んでいただくようお願いします。
- 2 市民の安心・安全の確保に向け、避難手段や要援護者の避難誘導体制の確保など、本市だけでは対応出来ない課題等については、国及び県において原子力防災体制の確立や、関係団体との連絡調整に努めるなど、迅速な対応をお願いします。
- 3 安定ヨウ素剤に関する、事前配布や医師の関与については、地域医療の連携や、緊急時被ばく医療を所管する島根県において、適切に取り組んでいただくようお願いします。
- 4 原子力災害時の避難道路と位置づけられる重要な道路の整備、拡幅、橋梁の耐震化を早期に図っていただくようお願いします。
- 5 原子力災害時には、自家用車による避難が想定されるため、段階的避難による避難時間推計などを参考に、島根県警等と協力し、避難経路の渋滞緩和対策を講じていただくようお願いします。
- 6 避難退域時検査については、避難行動の円滑化に配慮しつつ、実施場所や検査方法等を具体的に定めた計画を早急に示すとともに、必要な要員や資機材などを迅速に配備できる体制整備を行うようお願いします。また、計画について住民に対し周知を図っていただくようお願いします。

【背景・理由】

- ◆ 島根原子力発電所 1 号機は 4 月 30 日をもって廃止となりましたが、住民の安心・安全を確保しつつ円滑な廃止措置を進めるためにも、使用済燃料や放射性廃棄物を早期に発電所敷地外に搬出することが必要です。使用済燃料の処理・処分の問題については、これまでも市として国に対し解決に向け強く求めてきたところであり、県においても引き続き国に対して求めて頂くようお願いします。
- ◆ 国の原子力規制委員会は、平成 25 年、原子力災害対策指針を策定しましたが、発電所から 5km を目安とする PAZ を除き発電所近傍地域の災害リスクを考慮したものとなっておらず、立地自治体の実情を反映した具体的な防護対策等の基準が必要と考えます。
- ◆ 県においては、鳥取県、周辺市を含む原子力防災連絡会議にて、30km 圏内の住民避難について検討を進められているところですが、発電所に近い松江市民の避難を円滑に進めるには、周辺市の理解と協力が必要です。周辺自治体と連携を密にして実効性のある防災対策となるよう、引き続きご尽力いただきますようお願いします。
- ◆ 複合災害も想定し、避難道路の整備(歩道整備を含む)や橋梁の耐震化などについて、早急に実施していただきますようお願いします。
 - ・ 古浦西長江線、一般国道 431 号、一般国道 432 号、主要地方道松江木次線、主要地方道境美保関線、境港出雲道路、県道美保関八束松江線(大海崎堤防、森山堤防の嵩上げ)、県道大東東出雲線等の整備
- ◆ また、松江市民の避難先については、島根県中西部や広島県東部、岡山県西部を割り当てていますが、自家用車避難が想定される中で、当該地域への有効な避難経路となるべき山陰自動車道、尾道松江線はもとより、国道 9 号及び国道 54 号など、かなりの交通渋滞が発生することが予想されます。については、「避難時間推計」などを参考に、県警などの協力のもと、避難経路の渋滞緩和計画をあらかじめ定めていただくようお願いします。
- ◆ 避難退域時検査については、平成 27 年 3 月末に原子力規制庁が「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を定めており、これに基づき島根県が検査場所、検査手順等を定めた具体的な計画を策定することとなっています。避難退域時検査を詳細に実施すればするほど円滑な避難行動の支障となり得ることから、簡易的かつ実効性のある計画として頂きたいと考えています。また、県においても必要な要員や、移動式体表面測定車やゲート型モニターなども含めた資機材を調達できる体制整備をして頂くことが必要と考えます

3. 観光プロモーションの強化による観光誘客対策の実施について

【要望事項】

1 松江城の国宝指定や松江市出身のテニスプレイヤー錦織圭選手の活躍などによって、全国的に島根県や本市への関心が高まっています。

更に、平成27年3月に中国やまなみ街道（尾道松江線）の全線開通やF D A名古屋便の就航という交通利便性の向上が図られたところです。

については、観光誘客対策として、次のとおり要望します。

① 松江城の国宝指定や縁結びなど全国的に関心の高い県東部の歴史資源と世界遺産の石見銀山、世界ジオパークの隠岐、日本遺産に認定された津和野町という世界ブランドの観光地を連動（古代から近代までの歴史を体感）させた観光プロモーションの実施による全国・世界での認知度の向上。

② 平成30年の松平不昧公200年祭に向け、不昧公の功績を顕彰するとともに、全国に「島根県の茶の湯文化」の認知度向上と広域での観光誘客を図るため、不昧公展の開催などを通じた茶の湯文化の推進と観光プロモーションに対する支援。

③ 山陽地区はもとより、新たなマーケットである四国・福岡、中部地区からの観光誘客やM I C E 誘致を推進するため、観光プロモーションの強化。

④ 平成29年のJR西日本による豪華寝台列車「トワイライトエクスプレス 瑞風（みずかぜ）」の運行、平成31年のホーランエンヤを見据えた戦略的な観光プロモーションの実施。

2 インバウンド対策については、広域観光周遊ルートとして選定された「せとうち・海の道」瀬戸内ルートの横軸と「しまなみ・やまなみ街道」ルートの縦軸とを融合させるような広域観光周遊ルートづくりを早急に進めるとともに、国に対して、本ルートに対する認識を深め、積極的に海外へ情報発信することを働きかけていただきますよう要望します。

【背景・理由】

◆ 平成27年5月15日に開催された国の文化審議会において、松江城天守を国宝に指定するよう文部科学大臣に対して答申がなされ、同年7月8日の官報告示により、正式に国宝指定されました。国宝指定建造物としては、市内では神魂神社本殿に次いで2件目、県内では出雲大社本殿を含め3件目。

◆ 平成27年3月、中国やまなみ街道（尾道松江線）が全線開通したことから、山陽地区はもとより、新たなマーケットである四国地区や福岡地区での観光PRを強化する必要があります。

中国やまなみ街道（尾道松江線）

平成27年3月22日全線開通（尾道市～松江市間137km）

尾道市～松江市間：約2時間半

尾道JCT～三刀屋木次IC 無料区間

◆ 平成27年3月、出雲空港にFDA名古屋便が就航したことから、人口や企業の集積地である中部地区からの観光誘客やMICE誘致を推進するため、観光プロモーションや旅行会社をはじめとした企業への営業活動に積極的に取り組む必要があります。

FDA名古屋便

出雲空港15:50発 ⇒ 名古屋小牧空港16:50着

名古屋小牧空港14:20発 ⇒ 出雲空港15:20着

フジドリームエアラインズと日本航空の共同運航

◆ 豪華寝台列車「トワイライトエクスプレス 瑞風（みずかぜ）」

運航開始：平成29年（2017年）春（予定）

車両：10両編成（客室車6両、食堂車1両、ラウンジカー1両、展望スペース付き
先頭車2両）

◆ 松平不昧公200年祭事業

平成30年（2018年）は、松平不昧公没後200年という節目の年

東京や島根県立美術館を中心とした県内施設での「不昧公展」の開催などを予定

◆ ホーランエンヤ

平成31年（2019年）に開催予定

◆ 国においては訪日外国人観光客の広域観光周遊ルート形成促進事業が開始となり、7つの周遊ルートが選定されたところであるが、島根県においては広域観光周遊ルートの確立ができていない状況にある。

4. 高速交通網等の早期整備について

【要望事項】

- 1 山陰自動車道について、引き続き、早期全線開通に向けた確実な財源措置が行われるよう、県においても、国に要望していただきますようお願いします。
- 2 境港出雲道路の早期ルート決定と事業化に向け強く要望します。また、「松江北道路」を早期に整備していただきますよう要望します。
- 3 「一般国道431号」及び「主要地方道境美保関線」の改良について、着実に事業を推進していただきますよう強く要望します。
- 4 都市計画道路揖屋馬渕線の未事業化区間についても、災害時の広域避難ルートとして、また、東出雲地域の雇用と産業振興のため、引き続き県において事業化していただきますよう、特段のご配慮をお願いします。
- 5 山陰縦貫・超高速鉄道について、県においても整備促進に向け、関係機関・団体への要望や啓発等に取り組んでいただくよう強く要望します。

【背景・理由】

- ◆ 山陰自動車道は、圏域を超えた連携、交流による産業・観光の振興により活力ある地域づくりに資するだけでなく、災害時の救援・避難路として、また中国やまなみ街道（尾道松江線）・中国縦貫自動車道・山陽自動車道及び瀬戸内しまなみ海道などと一体となって高速交通ネットワークを構成する必要不可欠な路線です。
- ◆ 中海・宍道湖・大山圏域内の交通移動の高速化を図り、地域経済振興や広域観光ルートの構築など多面的効果を発揮するとともに、市街地の慢性的な渋滞緩和、災害時の避難路としても、圏域を結ぶ「8の字ルート」の一部を構成する地域高規格道路「境港出雲道路」の早期整備が必要です。

- ◆ 本市の美保関町地域は、海岸部に点在する集落を結ぶカーブの多い海岸道路や狭隘で急勾配な山道などが多く、地域住民が危険にさらされることや大型車のすれ違いに支障をきたす箇所もあり、短時間で安全に行き来することが困難になっています。地域住民の生活道として、また、消防・救急等緊急車両の通行路、災害時にいける避難路として大切な道路であり、主要産業である観光業や水産物流通に悪影響を生じかねません。
こうした現状を早期に改善するためにも、この地域における改良促進を充実させる必要があります。
- ◆ 都市計画道路揖屋馬潟線は、原子力災害時の避難ルートとして、橋北地区と国道9号を結ぶ重要な路線です。また、三菱農機などに入りする大型車両や通過交通を分散させ、市街地の歩行者・自転車の安全確保に貢献するとともに、国道9号の慢性的な渋滞を緩和する効果が期待できます。
さらに、市内東部の工業団地（東出雲工業団地、鉄工団地、江島工業団地）と、日立金属を中心とする企業集積がある安来市内の工業団地との時間距離を縮め、中海・宍道湖・大山圏域内の企業間連携をより深めることにより圏域内経済循環を進めることができます。
- ◆ 山陰新幹線が基本計画路線に決定されて以降、約40年間整備が停滞し、実現に向けた具体的な動きがない。しかし、平成23年3月の東日本大震災以降、国全体のリスク分散等の必要性から防災力強化のために日本海沿岸の高速交通網を整備する日本海国土軸の必要性が再認識されてきており、山陰地方への高速鉄道整備は必要不可欠です。

5. 大橋川改修事業等について

【要望事項】

- 1 松江市街地の浸水被害を軽減するためには、大橋川の河川整備にあわせた市街地の内水対策が重要であり、整備計画に基づき、朝酌川や中小河川の改修、上追子排水ポンプの増設について、早期完成に向け事業進捗を図っていただくようお願いします。
なお、朝酌川などの支川処理については、大橋川改修事業の工程と整合を図り、事業を進めていただくようお願いします。
- 2 大橋川改修の拡幅部である朝酌矢田地区や白潟地区などでは、多くの家屋移転を伴うことから、関係者の将来の『生活再建』や地元住民の『周辺地域の整備』は喫緊の課題です。
また、沿川の船着き場や水質・底質の改善など漁業環境の整備を図ることも、沿川漁業者の漁業環境の改善や内水面漁業振興を図るために重要な課題であります。
大橋川改修を進めるにあたっては、治水だけでなくこれら住民生活に直接かかわる様々な課題を同時に解決していく必要があることから、県においても国・市とともに住民や関係団体の意見を十分尊重し、治水安全度の向上と、より良い水辺空間・生活環境の創出に向け取り組んでいただくようお願いします。
- 3 中心市街地の中でも特に疲弊の著しい白潟地区については、大橋川改修による拡幅部であることから、大橋川改修を契機としたまちづくりを進めていく必要がありますが、そのためには松江大橋や新大橋、接続する都市計画道路とセットで考えていく必要があります。
現在、白潟本町においては、地元主体でまちづくり協議会が設立され、市と連携して具体的なまちづくりの検討を行っていますが、当該地区の都市計画道路とまちづくりは密接に関連することから、県においても市とともに取り組んでいただくようお願いします。
- 4 新大橋については大橋川改修にあわせ架け替えるための手続きが進められておりますが、工事期間中の周辺への影響が極力小さくなるよう、工事工程や施工方法等、十分な検討を行っていただくことと、架け替えまでの現橋の安全性の確保について適切に対応されるようお願いします。

【背景・理由】

- ◆ 大橋川改修事業は、大橋川本川の改修のみならず市街地の内水対策や松江大橋を含めたまちづくり、市民生活への影響など、多くの課題に取り組まなければならない最重要課題であることから、国・県・市の連携のもと、事業の進捗を図る必要があります。

6. 中核市移行に向けた協力について

【要望事項】

平成30年4月1日の中核市移行を目指し、準備を円滑に進めていくため、保健所の設置をはじめとした権限移譲に係る課題を整理・共有し、その解決を図っていくことについて、特段の御協力をお願いします。

【背景・理由】

- ◆ 地方自治法の改正により、中核市の指定要件が人口30万人以上から20万人以上に引き下げられました。県内で唯一この要件を満たす本市は、更なる市民サービスの向上を図るため、中核市移行に向けた準備を進めています。
- ◆ 移行目標期日を平成30年4月1日とする「中核市移行に関する基本的な考え方」（案）を市議会に説明し、市民へのパブリックコメントも実施したところです。
- ◆ 市民の皆様からの御意見も踏まえ「中核市移行に関する基本的な考え方」を整理し、今後、島根県に対して、本市が中核市に移行するに際しての具体的な要請をさせていただこうと考えております。
- ◆ 中核市への移譲事務について、課題を把握し、整理していくためには、現在これらの事務を担っておられる島根県の関係部署の協力が欠かせませんので、引き続き特段の御協力をいただきますようお願いします。

7. 小中学校教職員の人事権並びに財源の移譲について

【要望事項】

本市のように、受け入れる環境と基盤を有する自治体には、小中学校の教職員の人事権、財源を移譲されるよう要望します。

特に、学校事務職員の人事権については、先行して移譲を要望します。

また、各学校の定数配置を松江市が行えるように裁量権の拡大を要望します。

【背景・理由】

- ◆ 本市では、義務教育 9 年間を通して子どもたちの健やかな成長を地域で支える「小中一貫教育」を全ての中学校区で本格実施し、また、「発達・教育相談支援センター」を設置するなど、県内において先進的な取り組みを行っているところです。
- ◆ こうした本市の実態に即した特色ある取り組みを進めていくためには、教職員が本市の職員としての自覚と使命感を明確にもち、「松江市の子どもを松江市の教職員で」育っていくことが重要なことと考えています。
- ◆ そのためには、教職員の採用から人事異動、研修等に関わる一貫した人事施策を市の裁量で行うことが必要となります。
- ◆ 教職員の採用については、今後、松江市においては退職者が年次的に相当数見込まれることから、本市において行うことが可能となります。
- ◆ また、教職員定数については、現在、県が学校ごとに配当していますが、県は市全体の総定数を配当し、各学校への具体的な定数配置については、市の裁量で行えるようすれば、地域や学校の実情により即した学校運営を行うことが可能になります。
- ◆ 学校事務職員については、人事権が移譲されれば、市教育委員会内で行政経験を積ませることで資質能力の向上を図り、より広い視野から学校運営に参画できるようにさせたいと考えています。

8. がん検診の推進について

【要望事項】

がん検診受診率の向上にむけた施策及び妊婦健診における子宮頸がん検診でのH P V検査実施を要望します。

【背景・理由】

◆ 胃がん検診における胃内視鏡検査は、エビデンス（科学的根拠）が不十分であることから、平成19年6月の厚生労働省報告では対策型検診（集団全体の死亡率減少を目的に公的な予防対策として実施）としては薦められないとされています。

しかし、国立がん研究センターが平成27年4月20日に発行した「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン」において、胃内視鏡検査の死亡率減少効果を示す証拠を確認し、対策型健診にも実施を推奨するとされました。

また、松江市の検診においても、胃透視に比べ発見率が約5.8倍（H25年がん検診実績）と高く、より大きな死亡率減少効果をもつ可能性があることから、胃がんの早期発見・早期治療のためにも、胃内視鏡検査の対策型検診への導入が重要です。

なお、松江市では平成23年度から胃内視鏡検査を導入し、平成27年度は39医療機関で実施しています。

◆ 市町村以外が実施するがん検診受診者の把握ができるような体制の整備を図っていただきたい。

◆ 子宮がん検診では現在、妊婦健診における子宮がん検診は細胞診のみ実施しています。分娩年齢層と子宮がん罹患が高い年齢層はほぼ同じであり、妊婦健診においてH P V（ヒトパピローマウイルス）検査を実施することは子宮がんの早期発見・治療に有効と考えます。子宮頸がんの原因であるH P V検査と細胞診を併せて行う方法を、県内統一導入していただきたい。

9. 子育て支援事業等に関する推進施策について

【要望事項】

市立幼稚園に指定管理者制度が導入できるよう、学校教育法の改正を国に対して要請していただきますよう要望します。

【背景・理由】

子育て支援事業等に関する推進施策について

- ◆ 本市には、現在、公立の幼稚園が 26 園、幼保園が 3 園あります。
- ◆ 国において、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、「認定こども園」の要件について改善が図られ、新たに「幼保連携型認定こども園」の基準が示されました。
- ◆ 幼保園は、公私連携幼保連携型「認定こども園」に移行することにより、市町村が指定する学校法人または社会福祉法人が、市町村から必要な設備の貸し付け、譲渡などの協力を受けて、市町村との連携のもとに教育及び保育を行うようになります。
- ◆ 幼稚園については、学校教育法第 5 条の設置者管理主義が適用され、指定管理者制度を導入できないこととなっており、また幼稚園型認定こども園には、公私連携の特例はなく、民間への委託は不可能です。
- ◆ 限られた財源、人材を効率的に生かして住民サービスを向上させるためには、民間と行政の役割分担が重要となります。公立の幼稚園に指定管理者制度を導入することができれば、より質の高いサービスの提供につながると考えます。

10. 航空自衛隊美保基地周辺対策の充実について

【要望事項】

航空自衛隊美保基地における訓練飛行空域に、松江市八束町のほぼ全域が含まれていることから、本市も基地所在地の境港市、米子市と同等に「特定防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく「特定防衛施設関連市町村」の指定について、引き続き国に對して要請するようお願いします。

【背景・理由】

- ◆ 昭和 54 年に C-1 型輸送機が美保基地に配備されて以来、大型輸送機のパイロットを育成するための訓練飛行に使用される空域に本市八束町のほぼ全域が含まれています。
- ◆ C-2 型輸送機の導入に伴い「航空自衛隊美保基地周辺における生活環境の整備並びに地域振興策について（要望）」を防衛省に要望しましたが、現行制度等に照らして現時点では「特定防衛施設関連市町村」に指定することは困難である旨の回答をいただきました。
- ◆ 本市としましては、訓練飛行に使用される空域が基地所在地の境港市、米子市と同等の状況下にあることから、「特定防衛施設関連市町村」に指定されるよう制度改正を含めて、再度、要望します。
- ◆ 県におかれでは、平成 28 年度国の施策及び予算編成等に係る提案・要望中の「自衛隊輸送機の機種変更に伴う基地周辺対策の充実・強化」にありますように、訓練飛行の経路に位置する本市を「特定防衛施設関連市町村」として指定するよう引き続き防衛省に要望していただくとともに、基地周辺地域の生活環境の整備と地域振興の充実・強化にご配慮をお願いします。

1.1. 環境保全対策の安定的な実施について

【要望事項】

- 1 松江市内の海岸漂着物等ごみ対策については、今後も毎年継続的に回収処理事業を実施する必要があります。

平成27年度実施の海岸漂着物等地域推進事業については、地方負担が生じることとなりましたが、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第29条の規定に基づき、海岸漂着物及び漂流・海底ごみの回収・処理、発生抑制対策に必要な費用については、国に対して責任をもって全額財政措置することを強く要請されるよう要望します。

- 2 再生可能エネルギーの利用は、地球温暖化防止対策、省エネルギー化、エネルギーの自給率向上に有効な手段であり、次世代に引き継ぐ良質な社会資本です。特に太陽光による発電は、設備設置に対する補助金や電気の固定価格買取制度の導入により、普及が図られてきたところであり、島根県においては、「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」について検討結果がとりまとめられたところです。

ついては、再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する基本計画を早急に策定するとともに、再生可能エネルギーの更なる導入促進を図るため、太陽光発電等導入支援事業補助金の継続と拡充を図られるよう要望します。

- 3 県で策定した次世代自動車充電インフラ整備ビジョンに基づき、県の助成制度を創設するなど主導的に推進を図られるよう要望します。また、国に対して平成28年度以降も電気自動車充電インフラ整備の補助制度を講ずることを強く要請されるよう要望します。

4. 国に対して水素を日常の生活や産業活動で利活用する「水素社会」が、地方都市においても1日も早く恩恵が受けられるように、先導的な取り組みがなされることを強く要請されるよう要望します。

また、県においても「水素社会」の早期実現に向け、率先して独自の取り組みを講じられるよう要望します。

【背景・理由】

- ◆平成 23 年度から、松江市内においても島根県の実施主体による漂着ごみの回収処理が行われたところです。
- ◆島根半島は海岸線が入り組んでおり、漂着ごみも堆積しやすい地形となっています。また海流の影響から漂着・漂流ごみは毎年後を絶たない状況であり、回収作業及び財政的な負担が生じています。
- ◆平成 27 年 3 月に中国やまなみ街道（尾道松江線）が全線開通し、美しい山陰の海岸を満喫するため、多くの観光客の来訪が期待されることから海水浴等の行楽シーズン前にあわせた漂着・漂流ごみの回収が必要となります。
- ◆平成 27 年度の「海岸漂着物等地域対策推進事業」は、これまでの 10/10 の補助率から 8/10～9.5/10 以内の補助率となり、事業に係る地方負担について、経費の 8 割に特別交付税措置を講じるとしていますが、平成 28 年度実施予定分は、7/10～8.5/10 以内の補助率となり、更に地方負担が増加することとなります。今後も海岸漂着物等の防止及び適正処理は継続的に実施することが必要であり、地方負担は発生させず、国が全額財政措置を行なったうえで事業実施することが必要です。
- ◆平成 26 年 4 月に閣議決定された国のエネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーについて導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこととされています。再生可能エネルギーの利用は、地球温暖化防止対策、省エネルギー化、エネルギーの自給率向上に有効な手段であり、次世代に引き継ぐ良質な社会資本であると考えています。
- ◆島根県においては、「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」についての検討結果がまとめり、新たな県計画が策定されることとなっています。
- ◆再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな計画を早急に策定するとともに、再生可能エネルギーの更なる導入促進を図るため、太陽光発電等導入支援事業補助金の継続と拡充を図られるよう要望するものです。
- ◆電気自動車やプラグインハイブリッド自動車は、エネルギー効率や CO₂ の排出量で優れた性能を持ちますが、長距離を移動する場合は、外部電力で充電する必要があります。電気自動車を普及促進していくためには、充電インフラ設備の導入を進めていく必要があります。

- ◆現在「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金制度」は、平成 27 年 12 月で補助金申請受付終了となっており、来年度以降の制度継続の有無が不明なため、継続を強く要請されるよう要望するものです。
- ◆平成 25 年度に県で策定した次世代自動車充電インフラ整備ビジョンに基づく充電インフラ整備を推進するためには、助成制度を創設するなど、県が主導的に推進していくことが必要となります。
- ◆鳥取県は、充電インフラ整備について国の補助のほか、自己負担部分に県独自の補助制度を創設していますので、島根県においても補助制度を創設していただきたいと要望するものです。
参考：国の補助…充電器及び設置費用の 1/2 又は 2/3
鳥 取 県…国の補助を除く自己負担額の 1/2
- ◆国の「エネルギー基本計画」では、将来電気、熱に加え水素が中心的役割を担うことが期待され、“水素社会” の実現に向けた取組を加速することとされています。
- ◆島根県においても独自の施策を講じ、少しでも早く “水素社会” が実現するよう取り組みを要望するものです。
- ◆水素社会を実現するためには、技術面、コスト面、制度面、インフラ面で未だ多くの課題が存在しているため、国において先導的に取り組んでいただき、地方都市においても 1 日も早く水素社会の恩恵が受けられるように強く要請していただくものです。

12. 学校施設環境改善交付金制度にかかる建築単価の見直しと事業採択について

【要望事項】

学校施設の多くは老朽化が深刻な状況にあり、改築や老朽改修などの早急な対応が迫られています。

しかしながら、そうした改築や老朽改修にかかる補助制度の単価は、実態と乖離した低いものであることから、実態に即した単価に見直しを行うよう、国への働きかけを要望します。

また、国においては、学校施設環境改善交付金にかかる財源不足が生じており、平成27年度の執行については、事業採択に順位を設け、老朽化対策などが不採択となっている事態が発生しています。

国の誘導する施策に呼応し、耐震化の推進に努めてきた自治体ほど財政的な国の支援が受けられない不合理が起きています。

については、先行して耐震化対策に取り組んできた自治体が老朽化対策などに積極的に取り組めるよう充分な財源が確保され、耐震化対策以外の幅広い事業の採択がされるよう国への働きかけを強く要望します。

【背景・理由】

- ◆ 学校施設環境改善交付金の配分基礎額（工事対象面積×建築単価）の算出にかかる建築単価が、実際の工事単価に比べ非常に低く、制度上の補助率（老朽改修などは1/3）と実態が乖離しており、地方自治体の負担が大きい。建築単価を実工事費の単価に近づけることで、老朽改修や改築が必要な学校施設への対応が拡大できます。
- ◆ また、平成27年度の学校施設環境改善交付金は、文部科学省の「非構造部材の耐震化の推進」などの方針により、市町村の要望額が急激に増大し、国においては予算額が大幅に不足している状況にあります。（国費でおよそ600億円）
- ◆ こうした状況から文部科学省では、交付金制度内の複数ある事業メニューに採択順位を設け、予算枠から漏れた事業を一括して不採択とする状況が発生しました。（松江市の場合、大規模改造事業の老朽改修や教育内容（空調設備・照明設備）の全てが不採択）
- ◆ これまで国（文部科学省）が誘導する耐震化対策に集中的に取り組み、老朽化対策などは先送りにしてきた経過とそれにより経年劣化が一層進行している現状から、これまで以上に老朽改修や設備更新が必要な状態となってきています。（松江市では、老朽改修工事が必要な経年30年以上の学校施設が64棟（全学校施設数の約30%）あります。）

13. 学校司書配置事業の財政的支援の継続について

【要望事項】

「島根県子ども読書推進計画」に基づき、島根県事業として、学校司書・学校図書館ボランティアを配置する市町村に対して財政支援を行う「学校図書館司書等配置事業」が実施されてきました。

松江市においても、平成21年度から全市立小・中学校に専任の学校司書（嘱託・パート職員）を配置し、児童生徒の読書活動・学習活動の充実に成果をあげてきています。

今後さらに、教職員が協働して図書館活用教育を効果的に行っていくにあたり、学校司書の各校への配置は不可欠です。その重要性に鑑み、平成28年度以降においても「学校図書館司書等配置事業」の継続実施を要望するとともに、学校司書の嘱託化を促進できるよう事業の拡充を要望します。

【背景・理由】

- ◆ 学校司書の全校配置により、学校図書館環境整備や児童生徒へのアドバイス、資料・情報提供、教職員と協働した図書館活用教育の充実等が図られています。
- ◆ 今後一層、学校図書館の学習・情報センター機能の充実を図るために、学校司書が授業の支援等に係る時間を充実させる必要があり、嘱託化を進めていく必要があります。しかし、嘱託化を進めていくに当たっては、財源の確保が必要ですが、交付税措置が拡充されたものの充分ではなく、市町村合併特例措置がなくなる今後は、学校司書配置の継続が難しくなることが見込まれます。

14. 「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョン」策定等、広域化に向けた県の取り組みの強化について

【要望事項】

県内の中小水道事業体は、平成28年度の簡易水道統合問題を抱える中、経営基盤の強化が求められています。

この問題を解消するため、水道事業の広域連携、業務の共同化、さらには統合による事業の広域化を進める必要があり、島根県として広域化のあり方について、「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョン」を策定するとともに地方自治体間の調整役・牽引役としてリーダーシップを発揮いただきますよう、要望するものです。

【背景・理由】

◆ 厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」では、都道府県の役割として、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能としてのリーダーシップの発揮を求めており、水道の諸問題の解決と将来の理想像を実現させるためには、都道府県が管内の水道事業者等を包括して示すビジョン（都道府県水道ビジョン）による施策の推進が不可欠であるとしています。

この考え方を踏まえ、従来から広域的水道整備計画との整合が保たれた都道府県全体を包含する指針として定めていた「水道整備基本構想」を、「都道府県水道ビジョン」として改めて位置付け、「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」（水道課長通知 平成26年3月19日付け健水発0319第3号）を発出されたところです。

特に島根県内の中小水道事業体は、平成28年度の簡易水道統合問題を抱える中、経営基盤の強化が必要不可欠な状況にあります。

つきましては、県内の中小水道事業体が将来に亘って安全で安心な水道水の安定給水が持続できるよう、広域的な観点から中長期展望に立ち、事業間連携、水道事業の統合など運営基盤強化に向け「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョン」を早期に策定（改訂）いただきますとともに、県内水道事業者の牽引役としてリーダーシップを発揮いただきますよう要望するものです。